平成28年3月より「介護予防・日常生活支援総合事業」が実施されます

≪介護予防・日常生活支援総合事業とは≫

単身世帯の増加などにより、支援を必要とする軽度の高齢者が増加し、生活支援の必要性が高 まっているなか、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合などの多様な生活支援・介護予防サ ービスを提供する仕組み。

通称「総合事業」と呼ばれます。

総合事業を実施することで、要支援認定者は、要介護認定を受けずに通所サービス(デイサービス) と訪問サービス(ホームヘルプサービス)を利用できます。

基本チェックリストという簡易テストにより判定されます。

基本チェックリストの該当者は、「事業対象者」という認定がつき、被保険者証にも記載されます。

ただし、福祉用具貸与(購入)、住宅改修、ショートステイなど、通所介護と訪問介護以外のサービ スには要介護認定が必要です。

申請・認定方法が変わるのに伴い、要支援認定者および総合事業対象者の利用するサービスが 以下のとおり変わります。

- ■介護予防通所介護 ⇒ 介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス
- ■介護予防訪問介護 ⇒ 介護予防日常生活支援総合事業の訪問型サービス

当面は、今までと同様のサービスを受けることになります。今後、利用者のニーズや自立支援に 特化した黒潮町独自のサービスへ移行される予定です。

《将来、総合事業で想定されるサービス》

体の調子が悪くてごみ出しが大変



ご近所の支え合いの中で、ご み出しのお手伝いをしていた だくこともできます。





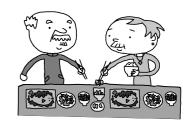
スーパーは遠いし、足も悪くなって 買い物やご飯の支度に困っています。



有償ボランティアによる 家事支援の利用はどうで すか?



独りで食事をするのは寂 しく、食が進まない



近所の方を誘ってランチ 会への参加はどうですか? 料理の腕をふるうのも歓 迎です!

介護保険料は大切な財源です。納付期限までにお納めを ~安心で便利な口座振替を!~

【お問い合わせ】本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(課直通)